

海外からの学生受入と本学学生の海外派遣について
(令和4年6月7日開催「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」承認)

1. 海外からの学生受入

(1) 交換留学による受入

① 本学の授業を履修しようとする交換留学生

受講を希望する学期の開始3ヶ月前時点で、レジデンストラック誓約書の提出要請、日本への上陸拒否または日本上陸後の自宅待機及び空港からの公共交通機関の利用禁止要請(以下「入国規制等」という)があるときは、原則として受入は行わない。

ただし、受入れ予定の課程・専攻が、オンライン授業による教育の質の担保が可能と判断し、受入予定者が時差や言語対応等による不利益を理解した上で履修を希望する場合は、個別に検討の上、受入可否を判断する。

② 本学の授業を履修せず、受入予定研究室において研究活動のみを行おうとする交換留学生

入国規制等の対象とならなくなった日から3ヶ月後を目処に受入(本学での滞在)を開始する。
なお、本学以外に滞在しての研究活動については、原則として認めない。

(2) 正規生及び研究生の受入

(正規生:すでに本学に入学している者または入学が決定している者、ジョイント/ダブル・ディグリー・プログラム学生、モンゴルツイニングプログラム学生、マレーシア政府奨学金派遣事業による学生、ABEイニシアティブやJICAによる研修等の政府プログラムによる学生受入等。)

日本政府や相手国側政府からの要請等、諸事情を考慮して個別に検討の上、学長が受入可否を決定する。正規生については、申し出れば授業に関する配慮を行い、研究生については、オンラインでの指導も可とする。ただし、来日時に空港から本学への移動に公共交通機関の使用が禁止されている場合でも、本学は移動手段を提供しない。

(3) サマースクール等、本学が主催する短期受入プログラムや国際ワークショップによる受入

プログラム参加者(受入予定者)が対象となる入国規制等があるときは、受入は行わない。

(4) その他の学生受入(研究指導委託、インターンシップ生等の短期受入等)

受入予定者が対象となる入国規制等があるときは、受入は行わない。

2. 本学学生の海外派遣

(1) 交換留学(「トビタテ!留学JAPAN」による留学を含む。)

派遣予定日の1ヶ月前において、当該派遣予定国・地域における感染症危険情報が2以上のときは、原則として派遣しない。

ただし、レベル2または3において、派遣予定学生が危険情報を正しく理解した上で派遣を希望し、

同時に派遣予定学生に対する受入機関等による安全確保等の支援が十分であると認められるときは、学位の取得における現地学修の必要性等諸事情を考慮して個別に検討の上、学長が派遣可否を決定する。

レベルが1以下になったときは、本学が別途定める事項を派遣予定者が事前に了承することを前提に派遣する。

(2) ジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムによる学生の派遣

派遣予定日の1ヶ月前において、当該派遣予定国・地域における感染症危険情報レベルが2以上のときは、原則として派遣しない。

ただし、レベル2または3において、派遣予定学生が危険情報を正しく理解した上で派遣を希望し、同時に派遣予定学生に対する受入機関等による安全確保等の支援が十分であると認められるときは、学位の取得における現地学修の必要性等諸事情を考慮して個別に検討の上、学長が派遣可否を決定する。

レベルが1以下になったときは、本学が別途定める事項を派遣予定者が事前に了承することを前提に派遣する。

(3) サマースクールや短期語学留学等、本学が主催するその他の短期派遣プログラム

派遣予定国・地域における感染症危険情報レベルが1以下になるまでは、参加者募集は行わない。

(4) その他の学生派遣（国際学会への出席、国際共同研究等）

派遣予定国・地域における感染症危険情報レベルが3以上のときは、派遣しない。

レベル2のときは、研究機会の確保やキャリア形成支援等の観点から、博士後期課程学生に限り派遣する。

レベル1以下になったときは、全ての学生を派遣可能とする。